

令和8年4月15日

お知らせ

担当部局	備中県民局 地域政策部環境課
担当者	野崎、中谷
連絡先	086-434-7007(直通)
発表クラブ	倉敷・笠岡・井原

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- 住所 岡山県小田郡矢掛町矢掛 1814 番地の 5
- 名称 小野石材工業株式会社 代表取締役 小野 富男

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和8年4月13日

4 処分理由

被処分者の役員が、法第16条の2(焼却禁止)の規定に違反し、笠岡簡易裁判所において罰金の略式命令を受け、令和3年9月22日に確定していたことが判明した。

このことにより、被処分者は法第14条の3の2第1項第2号に規定する産業廃棄物処理業の許可の取消事由に該当するに至ったため。

5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業(許可番号 第03300158440号)

- 許可年月日 令和3年2月9日
- 許可の有効年月日 令和8年2月8日

※被処分者は、許可の有効年月日前に許可の更新を申請しているため、法第14条第3項の規定により、上記処分年月日までの間、当該許可の効力が存続

(3) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。) 以上7種類